

○津別町農業委員会委員の定数条例

(平成28年9月20日条例第29号)

(趣旨)

第1条 この条例は、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第8条第2項の規定に基づき、津別町農業委員会委員の定数を定めるものとする。

(定数)

第2条 津別町農業委員会委員の定数は、11人とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(津別町農業委員会の選挙による委員の定数条例の廃止)

2 津別町農業委員会の選挙による委員の定数条例(昭和32年条例第38号)は、廃止する。